

当社発電設備に係る再発防止対策の実施状況および効果の検証結果についての報告（概要版）

平成20年4月4日
東京電力株式会社

当社は、発電設備におけるデータ改ざん、必要な手続きの不備等に関する調査結果を踏まえた再発防止対策および経済産業省からの指示事項等に対する具体的な行動計画を、経済産業省原子力安全・保安院へ報告（平成19年5月21日）し、再発防止対策の実施・展開に取り組んでまいりました。このたび当社は、再発防止対策の実施状況の確認結果ならびに効果の検証を行い、その結果を踏まえた平成20年度の行動計画を策定いたしました。当社といたしましては、立地地域の皆さまやお客さまから信頼を得ることが、東京電力グループの事業活動の基盤であることを改めて肝に銘じ、すべての職場で誠実な仕事を着実に積み重ねてまいります。

平成19年度の実施計画・実施状況 <Plan・Do>	効果の検証結果 <Check>	第三者のご意見 <Check>
<p>I しない風土（4方策、8項目） 「企業倫理遵守に関する行動基準」の規定内容の充実 データの適正な記録・管理、保安規程・保安規定の重要性等の項目を「行動基準」に反映し、これを活用した研修を実施。 部門・職場の特性等を念頭においた企業倫理研修の充実 「目的の確認」「ルールの確認」など仕事の基本に関する研修、技術者倫理に関する研修、管理職に対する研修等を実施。 企業倫理遵守に関する宣誓書への署名の実施 新しい行動基準についての宣誓書に、ほぼ全ての役員・社員が署名。 部門間・事業所間のより一層の人材交流の推進 平成19年7月以降、部門間交流を実施（52名）。</p> <p>させない仕組み（2方策、8項目） 第一線職場の設備や業務実態に適合した規程・マニュアルへの見直し 発電設備に関する総点検結果を規程・マニュアルに反映。 法令遵守等の観点から全規程・マニュアル（約3,700）をレビューし、約1,800を制改定。 内部監査機能の強化・充実 内部監査により、再発防止対策の実施状況を確認。 保安監査において、河川法の遵守状況を確認。</p> <p>言い出す仕組み（6方策、11項目） 立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みの強化 原子力・立地本部の社員が安全と品質面で守るべき行動の規範を職責毎に定めた「安全と品質達成のための行動基準」を作成。 本店に「地域の声委員会」を設置し、四半期毎に開催。 業務の点検月間の設置等による業務の集中的見直しの実施 平成19年5月より業務の点検月間を開始し、延べ45,500人が討議に参加し、約5,600件のテーマを討議。 設備のトラブルや不具合を管理する仕組みの充実 水力、火力、原子力部門において、不具合を管理するシステムを活用・整備し、これを用いた不具合管理を開始。 業務プレッシャー等から第一線職場が抱える悩みを軽減するためのサポート強化 水力・火力部門において、技術的課題および法令に関する相談窓口を設置。企業倫理相談窓口も、引き続き周知活動を実施。 第一線職場支援のための法務・コンプライアンス機能の強化 平成19年7月に法務室を設置し、出前法律相談、ヘルプラインの設置等の対策、法務担当者の人材交流を実施。 原子力部門の業務運営の見直し 平成19年4月に本店各部のミッションを明確化した組織に改編。</p>	<p>I しない風土（A評価：8項目、B評価：0項目、C評価：0項目） <実施状況評価> すべての方策について、平成19年度中に実施完了。 <実効性評価> 社員意識調査等により、すべての方策の有効性を確認。 <監査結果> 実施状況、実効性に関して、課題が確認されなかった。 <総合評価> 実施状況に課題はなく、実効性評価、監査の面からも有効性を確認。また、社員意識調査において、企業倫理意識に関する設問の評価が向上していることを確認。平成20年度も引き続き、この企業倫理意識の維持・向上を図っていく。</p> <p>させない仕組み（A評価：7項目、B評価：1項目、C評価：0項目） <実施状況評価> 一部方策の完了に遅れがあったが、平成19年度中に実施完了。 <実効性評価> 社員意識調査等により、一部に不合理な規程・マニュアルが存在するという課題が確認されたが、その他の方策では、有効性を確認。 <監査結果> 不合理な規程・マニュアルの改善についての指摘があったが、その他の方策では、実施状況、実効性に関する課題が確認されなかった。 <総合評価> 一部方策に課題はあったが、概ね方策の有効性を確認。平成20年度は、不合理な規程・マニュアルの改善とともに引き続き再発防止対策の定着度合いを確認することが課題。</p> <p>言い出す仕組み（A評価：8項目、B評価：3項目、C評価：0項目） <実施状況評価> 一部方策に遅れがあるが、概ね予定通り実施完了。 <実効性評価> 社員意識調査、部門アンケート等により、「業務の点検月間」「不具合管理の充実」「法務・コンプライアンス機能の強化」において、一部課題が確認されたが、その他の方策では、有効性を確認。 <監査結果> 「不具合管理の充実」「法務・コンプライアンス機能の強化」において、本店主管部の継続的な支援、対策の確実な実施等に関する指摘があったが、その他の方策では、実施状況、実効性に関する課題が確認されなかった。 <総合評価> 一部方策に課題はあったが、概ね方策の有効性を確認。また、社員意識調査により、「何でも言える職場」に関する設問の評価が高いことや、各種窓口の受付実績が増加しており、職場の雰囲気・社員の意識が改善されつつあることを確認。平成20年度は、各方策を確実に定着させるとともに、方策の認知度を向上させることが課題。</p> <p>全体評価 ■全27項目中、A評価23項目、B評価4項目、C評価0項目。実施状況および実効性の面で大きな課題のあったものはなく、方策の有効性を確認。 ■一部に課題のあった方策については、対策の開始時期が遅れたこと、方策の周知・徹底が不十分であったこと等の課題が確認。 ■内部監査において、いくつかの方策について活動に不十分な点が見られたが、適切に改善されたことを確認。</p>	<p>第三者のご意見 <Check></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 企業倫理委員会（平成20年2月26日）でのご意見 <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングについては、プラス評価が増えていることは高く評価。 ・マイナス評価の原因を調べ、これを減らしていくことが重要。 ・自由意見からは、必要以上に厳しいルールや多くのルールが定められていたり、ルールは遵守しているがその改善までは手が回らないといった現場の苦勞が見てとれる。また、上司によっては意見が言えないといった実態があることが感じられる。 ■ 原子力安全・品質保証会議（平成19年12月21日）でのご意見 <ul style="list-style-type: none"> 再発防止対策の実施状況の評価については、今回の監査報告の方向性で良いが、下記意見も踏まえ、今後の活動を引き続き進めてもらいたい。 ・情報発信側と受け手側で、将来的には能動的なコミュニケーションが必要。 ・地元との信頼感の醸成は常により良いものへ改善しなければならない。 ・協力企業との関係で、より自由に意見が言える雰囲気醸成し、それを社風にすることが大事。 <p>平成20年度行動計画 <Action></p> <p>今後の取り組み方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■再発防止対策の実施状況および実効性を確認した結果、明らかになった課題を継続的に改善。 ■部門横断・水平展開、全社員への徹底、継続的な取り組みという観点から、平成20年度も再発防止策検討部会の活動を実施。 ■社外の方々のご意見についても、可能な限り再発防止対策に反映。 ■今後も継続して取り組む方策については、可能な限り日常業務に反映。 <p>I しない風土</p> <ul style="list-style-type: none"> ■企業倫理定着活動について、研修ツール類を充実するとともに研修を継続。 ■部門間・事業所間の人材交流を継続。 <p>させない仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■規程・マニュアルについて、レビューの実施や「疑義・改善要望システム」の活用などにより、継続的に改善。 ■内部監査において、再発防止対策の実施状況を継続して確認。 ■不具合情報、再発防止対策等をグループ大で共有・水平展開する仕組みを充実。（新規） <p>言い出す仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ■立地地域・社会の声を業務運営に活かす仕組みを定着。 ■業務の集中的見直しを行う「業務の点検月間」を継続実施。 ■不具合を管理する仕組み定着を徹底。 ■法務室による店所サポート等の活動を継続実施。 ■社外関係各所とのコミュニケーションを強化。（新規） <p>■水力、火力、原子力の各部門および経済産業省からの指示事項に対する実施状況の確認および検証結果については、報告書本文資料2～5、および別冊2～5を参照。</p>

効果の検証方法
<p>■自己評価 再発防止対策の実施状況の評価に加え、全社員を対象とした意識調査（以下、社員意識調査）、各種アンケート、セルフアセスメント、活動実績などを分析することにより、実効性を評価。</p> <p>■監査による評価 内部監査部門である品質・安全監査部、原子力品質監査部が、再発防止対策の実施部署および実施対象箇所における対策の実施状況を監査。</p> <p>■評価結果の区分 各方策の検証結果については、実施状況、実効性評価、監査の結果を踏まえ、A（目標達成）、B（一部に課題）、C（目標未達）に区分。</p>